

基本協定書の概要

平成24年8月2日に京都市、上下水道局、学校法人京都学園（京都学園大学）の3者で締結する「京都市山ノ内浄水場跡地における京都学園大学京都太秦キャンパスの設置運営に関する基本協定書」の概要は次のとおり。

（第1条 目的）

3者が相互に協力することで、大学のキャンパスの設置運営の円滑化を図るとともに、市の西部地域及び市全体の活性化に貢献する。

（第2条 協定期間）

期間は、平成24年8月2日から平成85年3月31日までとする。

（第3条 信義誠実の原則）

3者は、信義を重んじ誠実に本協定を遵守する。

（第4条 キャンパスの設置運営等）

大学は、平成27年4月にキャンパスを開設し、地域と共に発展するよう運営する。京都市と上下水道局は、キャンパスの設置運営について大学と協力する。

（第5条 学部の設置）

大学は、平成27年4月に社会科学系学部、人文科学系学部及び健康医療系学部を設置するとともに、大学院の設置など、更なる教育体制の高度化・充実に向けて取り組む。

（第6条 土地の貸借）

上下水道局は、大学に跡地の土地を、60年間、有償で貸与する。
なお、詳細は、別途締結する定期借地権設定契約に規定する。

（第7条 原状回復）

大学は、協定が契約の満了等により終了又は破棄された場合は、設置した構造物等をすべて撤去し、整地したうえで、返還する。

（第8条 既存施設の譲渡）

上下水道局は、大学に無償譲渡する。
なお、詳細は、別途締結する譲渡契約に規定する。

（第9条 既存施設の解体撤去）

上下水道局と大学は、解体撤去の範囲及び方法並びに要する期間、費用及びその支払方法について協議し、合意した内容について別途覚書を締結する。

(第10条 事業計画の履行)

大学は、活用方針を尊重し、事業計画に基づいて、自らの負担と責任で、誠実に事業を実施する。

(第11条 事業計画の修正協議)

事業計画を修正する場合は、京都市と上下水道局の了承を得る必要がある。

(第12条 防災協定の締結)

京都市と大学は、災害時の協力体制について協議し、防災協定の締結に努める。

(第13条 右京区大学地域連携への参画)

大学は、「右京区大学地域連携に関する協定」へ参画し、地域と共に主体的にまちづくりに努める。

(第14条 にぎわいの創出)

大学は、周辺地域及び市全体が活性化するよう、キャンパス内に商業・業務機能等の複合的な機能を設置し、更なるにぎわいの創出に努める。

(第15条 都市計画の見直し等)

大学は、京都市及び上下水道局と協力して、円滑に実施されるよう努める。

なお、平成26年3月31日までに見直しが出来なかつたときは協定を破棄できる。

(第16条 土壌汚染調査)

上下水道局は、跡地の土壌汚染に関する調査を行い、土壌汚染が判明した場合は、必要な対策を講ずる。

(第17条 運営状況の報告)

大学は、京都市又は上下水道局が事業の状況を求めた場合は、書面で報告を行う。

(第18条 設計図書の提出)

大学は、確認申請後及び施設の完成検査後に、施設計画がわかる図面を提出する。

一般的な条項である第19条から第25条は省略する。

(第19条 通知等)

(第20条 基本協定上の権利義務の譲渡の禁止)

(第21条 義務の不履行等)

(第22条 準拠法)

(第23条 管轄裁判所)

(第24条 協定の変更)

(第25条 定めのない事項)